

議案才五四号



三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例才一九号）の一部  
を別紙のように改正する

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和四拾貳年六月露七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。  
第十一条第二項第二号中「三万円」を「四万円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行 *し昭和四十二年四月一日より施行する*

### (適用区分)

2. 改正後の三朝町国民健康保険税条例は、昭和四十二年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。